

令和6年12月10日（火）

12 目 目

（常任委員会審査結果報告・質疑・討論・採決、追加議案上程、質疑・討論・採決、議員案上程）

（常任委員会視察研修結果報告・議員派遣）

（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記(主査) 山崎 圭美

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第85号から議案第95号まで及び議案第103号並びに陳情第6号の常任委員会審査結果報告について

日程第2 議員案第1号 上三川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

日程第3 常任委員会視察研修結果報告について

- 日程第4 議員の派遣について
- 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第1 委員会案第1号 再審法改正を求める意見書

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程に入ります。

日程第1、「議案第85号から議案第95号まで及び議案第103号並びに陳情第6号の常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和6年12月10日

上三川町議会議長 稲川 洋 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 田崎 幸夫

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第86号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (2) 議案第87号 監査委員に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第93号 上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について
- (4) 議案第94号 上三川町立図書館の指定管理者の指定について
- (5) 陳情第6号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

2 審査日

令和6年12月5日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

陳情は、採択と決定する。

令和6年12月10日

上三川町議会議長 稲川 洋 様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長 志鳥 勝則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第 85号 訴えの提起について
- (2) 議案第 88号 上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 89号 上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (4) 議案第 90号 上三川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第 91号 上三川町水道事業給水条例の一部改正について
- (6) 議案第 92号 上三川町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第 95号 上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について
- (8) 議案第103号 財産の取得について（上三川いきいきプラザ券売機）

2 審査日

令和6年12月5日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【稲川 洋君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。4番、総務文教常任委員長、田崎幸夫君。

(4番・総務文教常任委員長 田崎幸夫君 登壇)

○4番・総務文教常任委員長【田崎幸夫君】 総務文教常任委員会の審査結果について報告いたします。

11月29日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第86号及び第87号、議案第93号及び第94号並びに陳情第6号の合計5件であります。12月5日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果について御報告いたします。

生涯学習課所管の議案第93号では、5年間の指定管理料の提案額、公募に当たって人件費は幾ら考慮されたかとの質問に対し、事業者からの指定管理料の提案額は5年間で1億46万5,000円である。人件費については、現状から積算した金額から前年対比で各年度とも2.5%増を見込んだものと説明がありました。

また、現在実施している自主事業の内容と収入額についての質問に対し、現在は自主事業としてバト

ミントンやボッチャ等様々な競技を実施しており、令和5年度の自主事業の収入実績は364万7,780円であったとの説明がありました。

議案第94号では、他図書館との相互貸借の実施についての質問に対し、相互貸借としては、栃木県立図書館が中心となって実施しており、町民にも当事業を利用いただいている。更に、県央地区の図書館とは広域利用の協定を締結しているため、町民の広域利用が可能となっているとの説明がありました。

また、来館者数及び学校図書館との巡回事業についての質問に対し、令和5年度に来館者数は5万4,461人である。学校図書館との巡回事業は、現在町と指定管理者間で委託契約を締結し、学校図書館と町立図書館での図書の貸出しを実施しているものだが、令和7年度からは、指定管理費に含めて同事業を展開してもらうことになるとの説明がありました。

審査の結果、議案第86号及び第87号、議案第93号及び第94号は全員賛成により原案どおり可決いたしました。

陳情第6号は、冤罪被害者の人権救済は国にとって重要な課題と言えるが、現在は再審手続に関する規定が不十分であり、中でも証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を改正すべきであるとの意見があり、全員賛成により採択と決定いたしました。

以上、報告いたします。

令和6年12月10日、総務文教常任委員長、田崎幸夫。

○議長【稲川 洋君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、志鳥勝則君。

(7番・産業厚生常任委員長 志鳥勝則君 登壇)

○7番・産業厚生常任委員長【志鳥勝則君】 産業厚生常任委員会の審査結果について報告いたします。

11月29日及び12月3日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第85号及び議案第88号から議案第92号まで、並びに議案第95号及び議案第103号の合計8件であります。12月5日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果について報告いたします。

建築課所管の議案第85号では、滞納期間は何か月で滞納金額は幾らなのか。今回のような訴訟を過去に何度起こしたのかとの質問に対し、滞納期間は48カ月で、滞納金額は77万1,380円で、町営住宅に係る明渡し請求の訴訟は今回が初めてであるとの説明がありました。

健康福祉課所管の議案第88号では、栃木県の物価指数以上に使用料が上がっているが、料金を上げた根拠はとの質問に対し、令和元年(2019年)度の運営実績をベースに支出科目ごと、令和5年(2023年)度の指数を用いて計算をし、10%程度上げているとの説明がありました。

議案第103号では、当初2台の券売機のうち1台がキャッシュレス決済対応予定だったが、2台となった理由は、対応するキャッシュレス決済にはどのような種類があるかとの質問に対し、導入に当たり再度検討したところ、利便性向上の観点から2台導入へと変更した。対応しているキャッシュレス決済はクレジットカード決済、交通系及び流通系電子マネー、QRコード決済であるとの説明がありました。

上下水道課所管の議案第91号では、隔月検針は毎月検針と比較し、漏水の発見頻度が下がるのではないかと、一度の支払額が2倍になるとのことで、負担感が増すのではないかとという質問に対して、漏水減免は、現在発見、修繕から1カ月の減免を実施しているが、隔月となるに当たり、2カ月での減免を予定している。負担感が増すことについては、隔月請求を実施している近隣町村において、毎月にしてほしい、支払いが苦しいといった御意見はなかったと聞いている。実施に当たっては、しっかりと広報を行い、御理解いただきたいと考えているとの説明がありました。

農政課所管の議案第95号では、農産物直売所の営業時間が午後1時までとなっているが、営業時間の延長について町から指導は行っているかという質問に対し、指定管理者である農協と打合せを実施しているが、農協が運営している他の直売所においては、午前中と比較し、午後は売上げが下がる傾向にあることや、人件費等の観点から、現時点では午後1時までの営業としているとの説明がありました。

審査の結果、議案第85号及び議案第89号から第92号まで、並びに議案第95号は全員賛成により、議案第88号及び議案第103号は賛成多数により原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和6年12月10日、産業厚生常任委員長、志鳥勝則。

○議長【稲川 洋君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私は反対をさせていただきたいと思います。

私、過去の常任委員会で、上三川いきいきプラザの値段を上げるということがありましたが、それには反対をしました。弱い者が、弱者が1割だといっても、今、65歳以上の方の入場は非常に多いし、私も毎日のように行っております。それで1割上がったといっても20円だから、そのぐらい何でもないだろうということをおっしゃったので、私なりに年金者に聞いて、10回来ると200円ですよ。それで30日来たら1回は来られなくなるんですよということをおっしゃいました。どうしてこの物価高騰だということ、若い人のもは上げて仕方がないということがあったにしても、65歳をなぜ一律に上げなきゃならないのかが私には理解がいかないんです。

何でその自主事業の赤字が多いならば、自主事業を縮小して、自主事業をもっと精査するべきではないかというふうに思います。企業体ですから、利益の出ないものをいつまでもやることは、一般の社会で言っても常識は外れてると思います。それで、指定管理費でもって指定されている利益が、それも赤字なのかというと、それは赤字ではないということならば、なぜその自主事業だけを値上げをするのかが私にはどうしても理解ができないのです。これがそのまま進めば、どんどん物価高騰ができればですね、値段をどんどん上げていくということになりかねないんじゃないかと。それじゃ、つくった意味合いがだんだん薄れてしまうんじゃないかと。あそこをつくったときには、前町長が健康で長生きをして

過ごせるようにということで、あれはつくったように私は伺ってます。それで、まだその負債が払い終わっていないうちに、自主事業をやる人だけのためにある設備ではないと思います。これは何か問題があるんじゃないかといって、私はこういうことの起きないように、公認会計士を入れて精査してもらうことを望みます。それで私は反対をいたしました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 それでは、勝山議員にお聞きしますが、今の発言の中でコウヒョウとコウヨウという言葉が出てきたんですが、それはどういう意味ですか。最初に言われたのがコウヨウ、後に言われたのがコウヒョウ、それはどういう意味ですか。

○9番【勝山修輔君】 値段を上げたことを言っているんです。

○議長【稲川 洋君】 それはコウヒョウじゃなくて高騰なんじゃないですか。物価高騰によりということで。値段を上げたことというのは言ってないですよ。だから、物価の高騰により、料金を上げましたということですよね。議事録に記載する必要があるものですから、確認しました。用語についてはきちんと使うようにしてください、これからも。

それでは、討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第85号「訴えの提起について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号「監査委員に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号「上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号「上三川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号「上三川町水道事業給水条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号「上三川町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号「上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号「上三川町立図書館の指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号「上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号「財産の取得について(上三川いきいきプラザ券売機)」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

続きまして、先ほど委員長報告にありました陳情第6号について採決いたします。陳情第6号「再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件」を採決いたします。これに対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。先ほど、陳情の採択に伴い、総務文教常任委員長から委員会案第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、委員会案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 追加日程第1、委員会案第1号「再審法改正を求める意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。4番、総務文教常任委員長、田崎幸夫君。

(4番・総務文教常任委員長 田崎幸夫君 登壇)

○4番・総務文教常任委員長【田崎幸夫君】 ただ今上程になりました委員会案第1号「再審法改正を求める意見書」の提出について御説明いたします。

本案は、総務文教常任委員会が提出するものであり、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正することを内閣総理大臣に求めることから、本意見書を提出するものでございます。

意見書を朗読して提案理由の説明といたします。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続きを定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審ルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保証はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示ルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月10日、栃木県上三川町議会、内閣総理大臣宛て。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 これで討論を終わります。

これから、委員会案第1号を採決いたします。

委員会案第1号「再審法改正を求める意見書」の提出について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、委員会案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長【稲川 洋君】 日程第2、議員案第1号「上三川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。4番、総務文教常任委員長、田崎幸夫君。

（4番・総務文教常任委員長 田崎幸夫君 登壇）

○4番・総務文教常任委員長【田崎幸夫君】 ただ今上程になりました総務文教常任委員会提出の議員案第1号「上三川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」、御説明いたします。議員提出議案の議案書2ページを御覧ください。

本案は、地方自治法の改正により、議員個人による町との請負に関する規制が緩和され、各会計年度において請負額が300万円までの請負は規制の対象から除かれました。これを踏まえ、町議会議員と町との間の請負の状況を公表することにより請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的とし、新たに条例を制定するため、議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては質疑・討論を省き、直

ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議員案第1号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議員案第1号「上三川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議員案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長【稲川 洋君】 日程第3、「常任委員会視察研修結果報告について」を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、志鳥勝則君。

(7番・産業厚生常任委員長 志鳥勝則君 登壇)

○7番・産業厚生常任委員長【志鳥勝則君】 産業厚生常任委員会は、10月8日、9日の2日間で、群馬県川場村の道の駅川場田園プラザ、前橋市の道の駅まえばし赤城を訪問し、道の駅について視察研修をしてまいりました。

1日目の川場村は人口3,000人、面積85.25平方キロメートルで、人口は上三川町の10分の1、面積では1.5倍と、人口密度からいうと極めて過疎的な地域であります。川場村においても、21世紀初頭に日本中で行われた平成の大合併は例外ではなく、当初、沼田市に利根郡8町村を加えた枠組みの合併が検討されていたそうです。

このような川場村の道の駅田園プラザは、東京ドームの約1.5倍で多くの機能性を備えた施設でありました。村の情報発信拠点機能、村民相互、来村者との交流機能、農産物の消費拡大機能、地場製品の開発とPR機能、来訪者の購買ニーズの対応と飲食の提供機能、災害時の避難施設機能と多種多様な機能が備わっております。

整備期間は平成4年度から平成10年度、敷地面積6万平方メートル、事業費31億4,000万円、当初計画では道の駅ではなかったが、平成8年、国の施策である道の駅政策に乗り、道の駅機能を備えた施設に変更、国の補助を受けながら整備したとの説明がありました。なお、現在においても機能性向上とニーズに対応するため、増設、リニューアルを継続しているとのことであります。

運営状況については、第三セクター、株式会社田園プラザ川場の指定管理者が指定管理料2,300万円で運営しており、従業員60名、パート約100名、年間売上高は令和5年度で20億円、来場者は270万人とのことでありました。

町の歳入としては、売上高から4,800万円、その他の利益は事業者の収入になるとのことであり、運営状況は極めて良好であるとの説明を受けました。

2日目は、前橋市の道の駅を訪問しました。まえばし赤城道の駅は、敷地面積7万1,000平方メートルで、本町で計画している道の駅の面積とほぼ同程度であり、関心も極めて深いものでありました。

建築（延べ床）面積は約8,151平方メートルで、施設内にはマーケット広場、ラウンジ、観光案内所、サイクルステーション、福祉ショップ、物産販売所、調理室、温浴施設、遊具を備えた芝生広場がありました。

施設の整備は平成24年、25年度に道の駅の整備検討、平成26年度基本構想策定、平成27年度整備候補地の地権者説明、令和元年度用地買収を開始し、令和2年度工事着手、令和4年度完成、令和5年3月道の駅開業の運びとなったとの説明がありました。整備に当たっての事業費は、施設の整備費が39億6,000万円、用地費が9億5,000万円、造成工事が8億円、合わせて57億1,000万円とのことでした。

補助事業について尋ねましたが、補助事業に当てはまるものが少ないとの回答にとどまり、詳しい説明はありませんでした。

整備手法は、国事業、独立採算型PFI、公設民営の複合で株式会社ロードステーション前橋上武（2社の企業で立ち上げ）が指定管理者であるとのことでした。指定管理料は2億1,736万円であり、施設の維持運営について、指定管理料で賄えているのかの質問に対しては、決算ができていないとのことで、正式な回答はありませんでした。

また、指定管理の契約期間は令和5年1月から令和20年3月までの15年であるとのことでした。

川場村、前橋市のいずれの道の駅についても、莫大な事業費を抱えての一大事業であったためか、説明に当たっては真剣そのものでありました。

本町で計画する道の駅についてもかなりの事業費がかかるものと推測されます。整備に当たっては、また、整備後の管理運営については、町財源につながるよう、一般財源の負担になることのないようお願いいたします。

以上で、視察研修結果報告といたします。

令和6年12月10日、産業厚生常任委員長、志鳥勝則。

○議長【稲川 洋君】 これで常任委員会視察研修結果報告を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第4、「議員の派遣について」を議題といたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付の日程どおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和6年第6回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月29日から12月10日までの12日間にわたり開会され、この間、条例関係、議決案件、補正予算など23案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的な御審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。

可決いただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいり所存でございます。今後とも議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、本年最後の定例会として12日間にわたり開催、議員各位には、提出されました多くの重要議案につきまして、終始、慎重かつ熱心に御審議いただき、また、議会運営に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、審議内容、結果について十分に理解の上認識され、町民の負託に応えられますよう、また、執行部におかれましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますよう希望いたしまして、挨拶といたします。

以上をもちまして、令和6年第6回上三川町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時38分 閉会